

5. 諸規程

5.1	八戸工業大学大学院学則	50
5.2	八戸工業大学学位規程	62
5.3	八戸工業大学大学院学位論文審査基準	66
5.4	八戸工業大学学費納入規程	67
5.5	八戸工業大学大学院入学者選抜規程	69
5.6	八戸工業大学大学院特別選抜規程	70
5.7	八戸工業大学大学院研究生規程	71
5.8	八戸工業大学大学院科目等履修生及び聴講生規程	72
5.9	八戸工業大学大学院学生心得	73
5.10	八戸工業大学大学院履修規程	74
5.11	八戸工業大学GPA取り扱い要項	77
5.12	八戸工業大学図書館利用規程	79
5.13	八戸工業大学情報ネットワーク施設利用規程	82
5.14	八戸工業大学大学院学生の諸活動に関する規程	83
5.15	八戸工業大学大学院学友会館使用規程	86
5.16	八戸工業大学大学院施設・設備・備品等管理規程	88
5.17	八戸工業大学大学院学生残留・出校者心得	89
5.18	八戸工業大学車両通学に関する規程	90
5.19	学校法人八戸工業大学証明書発行取扱要領	92

5.1 八戸工業大学大学院学則

制定 平成 7年 4月 1日

改正 令和 6年 6月 1日

第1章 総則

- 第1条** 八戸工業大学大学院(以下「本大学院」という。)は、本学の教育理念「良き技術は、良き人格から生まれる」に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、学術研究を通して深い教養と豊かな人間性を涵養し、広く文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため、教育研究等の目標を次のように定める。
- 一 学生の教育を最優先し、学生の満足度を高め、総合的な成長を確実に達成する大学院となること
 - 二 教育と研究の成果をもって、北東北を主とした地域社会の発展に寄与し、地域とともにある地域のための大学院となること
- 第2条** 本大学院は、その研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 点検及び評価についての必要な事項は、別に定める。

第2章 研究科および課程

- 第3条** 本大学院に工学研究科(以下「研究科」という。)を置く。
- 第4条** 研究科に博士課程を置く。
- 2 博士課程を前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)および後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。
- 3 前項の博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 第5条** 研究科に次の専攻を置く。
- 博士課程
- 機械・生物化学工学専攻
 - 電子電気・情報工学専攻
 - 社会基盤工学専攻
- 2 研究科の収容定員は、次の通りとする。

専攻	博士前期課程		博士後期課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
機械・生物化学工学専攻	5人	10人	2人	6人
電子電気・情報工学専攻	5人	10人	2人	6人
社会基盤工学専攻	5人	10人	2人	6人
計	15人	30人	6人	18人

- 第6条** 研究科における教育研究上の目的は、次の通りとする。
- 一 博士前期課程
- 広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力およびその基礎となる学識を養うこと

二 博士後期課程

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行いまたはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うこと

2 各専攻における教育研究上の目的は、次の通りとする。

一 機械・生物化学工学専攻

機械システムや生物化学工学に関する専門的な知識と、複合化した利用技術への応用展開に対応できる広い視野をもった創造性豊かで問題解決能力に優れた高度な技術者または研究者を養成するとともに、移動現象、計測システム、材料加工学および物質変換工学に関する高度な研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

二 電子電気・情報工学専攻

電子電気・情報技術に関する高度な専門知識を修得し、将来の進展が予測される産業の高度化・システム化に対応できる統合化能力をもつ技術者ならびに地域産業の高度化と発展に資する人材を養成するとともに、電子電気・情報工学および知能工学・宇宙工学も含む学際的な分野の課題の解決に関する教育研究を通して、社会に貢献すること

三 社会基盤工学専攻

社会の高度化に対応した高度な専門技術および情報化社会に対応した土木技術を持つ技術者・研究者ならびに環境問題や各種災害等の問題を解決するための基礎力と高度な専門的な知識とその応用展開能力をもつ技術者・研究者を養成するとともに、人間生活向上に不可欠な社会的基盤施設の建設整備、災害予測・復旧および環境保全に関する教育研究を通じて、社会に貢献すること

第7条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 博士前期課程には4年を超え、博士後期課程には6年を超えて在学することができない。

第3章 開学記念日・学年、学期および休業日

第8条 開学記念日は、1月29日とする。

2 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

第10条 休業日は、次の通りとする。

一 土曜日および日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 春季休業

四 夏季休業

五 冬季休業

2 前項の第3号から第5号の休業日については、毎年度定める。

3 必要がある場合、第1項の休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

4 必要がある場合、第1項の休業日に授業等を行うことがある。

第4章 教育課程および履修方法

第11条 本大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。

第12条 博士前期課程の各専攻の授業科目および単位数ならびに博士後期課程の各専攻の研究部門および研究分野は、別表第1の通りとする。

- 第13条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 博士前期課程における各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義および演習については、毎週1時間15週または毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習および実技については、実験室または実習場等で行われるものであることを考慮し、毎週2時間15週または毎週3時間15週の実験、実習または実技をもって1単位とする。
 - 4 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準をもって1単位とする。
- 第14条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 第15条** 学生は、学年または学期の初めに、履修しようとする授業科目を所定の手続きにより届け出なければならない。
- 2 各授業科目の履修方法ならびに研究指導の内容等に関する事項は、本大学院が別に定める。
- 第16条** 授業科目の単位修得の認定は、試験による。ただし、平常の成績を加味することがある。
- 2 実験、実習、演習および実技は、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 第17条** 試験は原則として、学期末に行う。
- 2 各授業科目の成績評価は、S、A、B、CおよびDによるものとし、S、A、B、Cは合格、Dは不合格とする。
 - 3 病気その他やむを得ない事故で定期の試験に欠席した者に対しては、追試験を行うことがある。
 - 4 その他試験の施行に関しては、別に定める。
- 第18条** 本大学院が教育上有益と認めるときは、本大学院が定めるところにより他の専攻の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により他の専攻において修得した単位については、8単位を超えない範囲で所属する専攻における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 第19条** 本大学院が他の大学院とあらかじめ協議のうえ教育上有益と認めるときは、本大学院が定めるところによりその大学院の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により修得した単位については、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 第20条** 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修し修得した単位(大学院科目等履修生として修得した単位を含む。)は、本大学院において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第43条に規定する場合を除き15単位を超えないものとする。
 - 3 前項および第19条第2項で修得したものとみなす単位数の合計は20単位を超えないものとする。
 - 4 第1項により、本大学院に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る)を本大学院において履修したものとみなす場合で、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該大学院に在学したものとみなすことができる。

第21条 本大学院が他の大学院または研究所等とあらかじめ協議のうえ教育上有益と認めるときは、本大学院が定めるところによりその大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることができる。この場合において、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

第22条 第19条各項および第21条の規定は、外国の大学院または研究所等に留学する場合に準用する。

第5章 教育職員免許状

第23条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の所要条件を満たした者に対しては、次に掲げる教育職員免許状取得の資格を与える。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科の種類
工学研究科	機械・生物化学工学専攻	中学校教諭専修免許状	技 術
	電子電気・情報工学専攻 社会基盤工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工 業

第6章 教職員組織

第24条 本大学院に、教育研究上必要な教員を置く。

2 本大学院における授業は、資格を有する本大学の教授、准教授および専任講師が担当する。ただし、特別の事情があるときは、兼任講師に担当させることができる。

3 本大学院における研究指導は、資格を有する本大学の教授が担当する。ただし、資格を有する准教授が担当することがある。

第25条 本大学院に、大学院の事務を処理するため事務職員を置く。

2 事務職員の組織および事務分掌等についての必要な事項は、学校法人八戸工業大学組織等に関する規程に定める。

第7章 運営組織

第26条 本大学院工学研究科に研究科委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成および運営に関する事項は、別に定める。

第27条 委員会は、学長、副学長および研究指導を担当する教授、准教授をもって組織する。

第28条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育課程の編成等教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第29条 学長は、委員会を招集し、議長となる。

2 学長に事故あるときは、または学長が欠けたときは、学長があらかじめ指名した者が、その職務を代理し、またはその職務を行う。

- 第30条** 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 在内外研究員、休職者および1カ月以上の長期欠勤者は定足数から除く。
 - 3 委員会の議事録は、議長がこれを管理する。
- 第31条** 議長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、報告または意見を求めることができる。

第8章 課程の修了要件および学位の授与

- 第32条** 博士前期課程の修了要件は、本大学院研究科の博士前期課程に2年以上在学し、専攻科目について主要科目(特別演習および特別研究)14単位を含み30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、課程の目的に応じ、学位論文または特定の課題についての研究成果を提出して、その審査および最終試験に合格したことをもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者と認めるときは、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、委員会が課程の目的に応じ適当と認めるときは、次の二つの事項からなる「博士論文研究基礎力審査」をもって、学位論文または特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に代えることができる。
 - 一 専攻分野に関する高度の専門的知識および能力ならびに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養についての試験
 - 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力についての審査
- 第33条** 博士後期課程の修了要件は、本大学院研究科の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査および最終試験に合格したことをもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者と認めるときは、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程または博士前期課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第34条** 博士前期課程を修了した者には、修士(工学)ならびに博士後期課程を修了した者には、博士(工学)の学位を授与する。
- 2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程の修了者と同等以上の学力を有すると認められた者に授与することができる。
 - 3 学位の授与についての必要な事項は、八戸工業大学学位規程に定める。

第9章 入学、再入学、転入学および保証人

- 第35条** 入学および転入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。
- 2 再入学の時期は、学期の初めとする。
 - 3 博士後期課程への入学にあたっては、第1項の規定によらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。
- 第36条** 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 文部科学大臣の指定した者
 - 七 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

- 八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 十 その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 五 その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 第37条** 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。
- 第38条** 本大学院に入学を志願する者に対しては、所定の選考を行い、これに合格した者に入学を許可する。
- 第39条** 本大学院に入学を志願する社会人および外国人に対しては、第38条の規定によらず、特別に選抜することがある。
- 2 社会人および外国人の入学者特別選抜についての必要な事項は、八戸工業大学大学院特別選抜規程に定める。
- 第40条** 正当な理由で本大学院を退学した者が再入学を志願するときは、所定の選考の上、入学を許可することがある。
- 第41条** 他の大学院の学生が、その課程の中途において本大学院に転入学を志願するときは、所定の選考の上、入学を許可することがある。
- 第42条** 入学、再入学または転入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金、授業料等を添えて所定の手続きを完了しなければならない。
- 2 前項の手続きを行わないときは、入学、再入学または転入学の許可はその効力を失う。
- 第43条** 再入学または転入学を許可された者の本大学院および他の大学院において既に修得した授業科目と単位数および修業年数は、審査の上、その一部または全部を認めることがある。
- 第44条** 入学者は、入学手続きに際し、その保証人を定めなければならない。
- 2 保証人は、父母または独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たしうる者でなければならない。
- 3 保証人は、保証する学生の在学中に係る一切の事項について連帯の責任を負わなければならない。
- 4 本大学院が保証人として不適当と認めるときは、その変更を求めることができる。
- 5 保証人の変更、転居、改印、改氏名等は、そのつど届け出なければならない。

第10章 退学、転学、休学、復学および除籍

- 第45条** 退学または他の大学院に転学を希望する者は、その事由を付して保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 第46条** 病気その他の事由により、引き続き3月以上修学することができない場合は、その事由を証明する書類を添えて保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。
- 2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情のある場合は、願い出により期間の延長を許可することがある。
- 3 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 4 休学の期間は、修業期間に算入しない。

第47条 休学の期間が満了する以前にその事由が止み復学しようとする場合は、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

2 休学の期間が満了したときは、学長に復学を届け出て復学することができる。

3 復学の時期は、原則として学期の初めとする。

第48条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

一 死亡の届け出のあった者

二 病気その他やむを得ない事情により修学の見込みのない者

三 第7条第2項に規定する在学期間を超える者

四 第46条第3項に規定する休学期間に達しても修学できない者

五 授業料の滞納期間が2月を超える者

第11章 学費および入学検定料

第49条 本大学院に納付すべき学費および入学検定料は、別表第2の通りとする。

2 休学期間中の授業料は、原則としてこれを免除する。

3 納入方法その他の取扱については、八戸工業大学学費納入規程を準用する。

第12章 賞罰

第50条 学生にあって、顕著な善行のあった者は、表彰することがある。

第51条 本大学院の規則および命令に違反し、または学生の本文に反する行為のあった者は、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 懲戒処分の基準およびその手続きについては、別に定める。

第13章 科目等履修生、聴講生、研究生及び研究員

第52条 本大学院の授業科目のうち、一又は複数の科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 本大学院の授業を聴講しようとする者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

3 科目等履修生及び聴講生についての必要な事項は、八戸工業大学大学院科目等履修生及び聴講生規程に定める。

第53条 本大学院において特殊事項について研究を行うことを希望する者があるときは、学生の指導および研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生についての必要な事項は、八戸工業大学大学院研究生規程に定める。

第54条 他の大学院または機関等から本大学院での研究活動の願い出があったときは、あらかじめ当該大学院または機関等と協議の上、研究員として受入れを許可することがある。

2 研究員についての必要な事項は、八戸工業大学受託研究員規程ならびに八戸工業大学客員研究員規程を準用する。

第14章 研究指導施設等

第55条 本大学院に、学生研究室を設ける。

第56条 大学院学生の附属施設および厚生施設の利用については、別に定めるところによる。

第15章 学則の準用

第57条 この学則において特に定めのない事項については、八戸工業大学学則を準用する。

第16章 学則の改廃

第58条 この学則の改廃は、委員会の議を経て、理事会が行う。

附則の一部を省略している。

附 則(令和 6年 5月 31日 八工大総第66号)

この学則は、令和 6年 6月 1日から施行する。

別表第1(その1)

機械・生物化学工学専攻 博士前期課程 教育課程表

部門	授 業 科 目	単位数	摘 要
移動現象工学	移動現象工学特論	2	専攻する部門の特別演習、特別研究の14単位を含む30単位以上修得する。
	熱工学特論	2	
	流体工学特論	2	
	流体システム工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
計測システム工学	計測自動制御工学特論	2	
	メカノプティクス特論	2	
	システム計測工学特論	2	
	数値情報工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
材料加工工学	材料力学特論	2	
	新素材工学特論	2	
	材料プロセス工学特論	2	
	精密加工工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
物質変換工学	物質変換工学特論	2	
	変換プロセス工学特論	2	
	機能性物質工学特論	2	
	表面物性制御工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
基盤科目	応用数学特論(A)	2	
	応用物理学特論(A)	2	
	応用科学特論(A)	2	

機械・生物化学工学専攻 博士後期課程 研究部門及び研究分野

研 究 部 門	研 究 分 野
移動現象工学	移動現象工学特別研究
計測システム工学	計測システム工学特別研究
材料加工工学	材料加工工学特別研究
物質変換工学	物質変換工学特別研究

別表第1(その2)

電子電気・情報工学専攻 博士前期課程 教育課程表

部門	授 業 科 目	単位数	摘 要
電子デバイス工学	半導体工学特論	2	専攻する部門の特別演習、特別研究の14単位を含む30単位以上修得する。
	磁性体工学特論	2	
	誘電体工学特論	2	
	光エレクトロニクス工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
通信メディア工学	量子エレクトロニクス特論	2	
	マイクロ波工学特論	2	
	計測システム工学特論	2	
	ネットワーク工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
エネルギーシステム工学	気体電子工学特論	2	
	プラズマ工学特論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
	エネルギーシステム工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
情報システム工学	マルチメディア工学特論	2	
	知能情報学特論	2	
	制御システム工学特論	2	
	情報システム工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
基盤科目	応用数学特論(B)	2	
	応用物理学特論(B)	2	
	応用科学特論(B)	2	

電子電気・情報工学専攻 博士後期課程 研究部門及び研究分野

研 究 部 門	研 究 分 野
電子デバイス工学	電子デバイス工学特別研究
通信メディア工学	通信メディア工学特別研究
エネルギーシステム工学	エネルギーシステム工学特別研究
情報システム工学	情報システム工学特別研究

別表第1(その3)

社会基盤工学専攻 博士前期課程 教育課程表

部門	授 業 科 目	単位数	摘 要
構造材料工学	建設材料学特論	2	専攻する部門の特別演習、特別研究の14単位を含む30単位以上修得する。
	維持管理工学特論	2	
	コンクリート構造工学特論	2	
	鋼構造工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
地盤防災工学	土質力学特論	2	
	土構造工学特論	2	
	地盤防災工学特論	2	
	地震耐震工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
水工・寒地工学	水工学特論Ⅰ	2	
	水工学特論Ⅱ	2	
	寒地工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
環境工学	都市・地域計画特論	2	
	環境工学特論Ⅰ	2	
	環境工学特論Ⅱ	2	
	環境衛生工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
基盤科目	応用数学特論(C)	2	
	応用物理学特論(C)	2	
	応用科学特論(C)	2	

社会基盤工学専攻 博士後期課程 研究部門及び研究分野

研 究 部 門	研 究 分 野
構造材料工学	構造材料工学特別研究
地盤棒材工学	地盤防災工学特別研究
水工・寒地工学	水工・寒地工学特別研究
環境工学	環境工学特別研究

別表第2

学費及び入学検定料

学費種類	学生	科目等履修生	聴講生	研究生
入学金(入学時)	250,000円	25,000円	25,000円	66,000円
授業料	992,000円 (年額)	22,000円 (1単位につき)	18,000円 (1単位につき) (一部を受講する場合は按分)	288,000円 (年額)
	<p>1. 入学検定料は、次の通りとする。</p> <p>学 生 30,000円</p> <p>科目等履修生 20,000円</p> <p>聴講生 20,000円</p> <p>研究生 20,000円</p> <p>2. 八戸工業大学を卒業した者が入学する場合は、学生入学金を免除する。</p>			

5.2 八戸工業大学学位規程

制定 平成 7年 1月13日 理事会
改正 平成25年 9月19日 工学研究科
平成25年 9月19日 教授会

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定により、八戸工業大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、八戸工業大学学則および八戸工業大学大学院学則に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士(工学)、学士(感性デザイン)、修士(工学)および博士(工学)とする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院学則第34条第2項の定めるところにより、博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程の修了者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与する。

(研究成果等の審査)

第 6 条 第4条の規定により学位の申請をする者については、工学研究科委員会(以下「委員会」という)が課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査または博士論文研究基礎力審査をもって論文の審査に代えることができる。

(論文の提出)

第 7 条 修士および博士の学位の授与を受けようとする者は、定められた期日までに修士論文又は博士論文、論文の要旨を指導教員を通じて、学長に提出するものとする。

- 2 第5条第2項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、論文の要旨および別表に定める論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。
- 3 提出した学位論文および納付した論文審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(論文審査等の付託)

第 8 条 学長は、学位論文を受理したときは、その審査および最終試験又は審査および学力確認を委員会に付託するものとする。

(審査委員会)

第 9 条 委員会は、前条の規定による審査の付託があったときは、本学大学院担当の複数の教員で組織する審査委員会を設ける。

- 2 主査には指導教員があたる。
- 3 審査委員会は、審査にあたって必要があるときは、委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第 10 条 最終試験は、学位論文を中心とした専攻分野に関する研究能力および学識について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第 11 条 第5条第2項の規定による学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目および外国語について、口答又は筆答により行うものとする。

(審査後の省略)

第12条 審査委員会は学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験および学力確認を行わないものとする。

(審査期間)

第13条 学位論文の審査および最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

- 2 第5条第2項の規定により博士論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に博士論文の審査および学力の確認を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、学位論文の審査および最終試験又は学位論文の審査および学力確認が終了したときは、その結果を文書により委員会に報告するものとする。

(学位授与の審議)

第15条 委員会は、修得単位並びに前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

(学位の授与)

第16条 学長は、委員会の議を経て、学位を授与できると認める者に所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う第1項および第2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 第1項の規定により公表する場合は「八戸工業大学審査学位論文(博士)」、第2項の規定により公表する場合は「八戸工業大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(審査要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位授与の報告)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、八戸工業大学の文字を付記するものとする。

(学位の取消)

第21条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、委員会の議に基づいて、その授与された学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき
- 二 名誉を汚す行為があったとき

(学位記の様式)

第22条 学位記の様式は、別記の通りとする。

(学位記の再交付)

第23条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願い出るものとする。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

別 表 論文審査手数料

規程第7条第2項による博士論文
130,000円

- ・本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学後3年以内の者の論文審査手数料は免除する。

別 記 学位記の様式

1. 学士

第3条の規定により授与する学位記の様式

第 号	年 月 日	本学工学部 本学を卒業したことを認め学士(工学)の学位 を授与する。	学位記	大学印	氏名	年 月 日生
	八戸工業大学長	坂本 禎智 印				

第3条の規定により授与する学位記の様式

第 号	年 月 日	本学感性デザイン学部 修めて本学を卒業したことを認め学士(感性デ ザイン)の学位を授与する。	学位記	大学印	氏名	年 月 日生
	八戸工業大学長	坂本 禎智 印				

2. 修士

修 第 号	年 月 日	八戸工業大学長 坂本 禎智 印	大学印	学位記	氏名	年月日生
			本学大学院工学研究科 専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修士(工学)の学位を授与する			

第4条の規定により授与する学位記の様式

3. 博士

第5条第1項の規定により授与する学位記

博 第 号	年 月 日	八戸工業大学長 坂本 禎智 印	大学印	学位記	氏名	年月日生
			本学大学院工学研究科 専攻の博士後期課程において学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(工学)の学位を授与する			

第5条第1項の規定により授与する学位記

第 号	年 月 日	八戸工業大学長 坂本 禎智 印	大学印	学位記	氏名	年月日生
			本学に博士論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士(工学)の学位を授与する			

5.3 八戸工業大学大学院学位論文審査基準

【八戸工業大学大学院工学研究科修士学位論文審査基準】

（審査体制）

学位論文の審査は、主査1名及び副査2名以上の審査委員の合議で行う。

（審査項目と基準）

次の項目をすべて満たしていること。

1. 研究テーマの明確化
論文の問題設定が明確に示され、妥当性があること。
2. 学術的または社会的な貢献
学術的に一定の新規性または独創性があること、または社会の要請に応える可能性を持っていること。
3. 先行研究の理解と提示
研究テーマの探求に際して利用した資料や文献が適切に提示され、その内容が論旨を展開するうえで適切に言及されていること。
4. 研究方法の妥当性
研究テーマ探求のために採用された、理論、実験、シミュレーション、調査あるいは資料収集などの研究方法が適切であること。
5. 論証方法や結論の妥当性
問題設定から分析、結果、考察、結論までの論旨が、明確であり、かつ一貫していること。
6. 論文の形式・体裁
語句の使い方や文章表現が的確であること。学位論文としての体裁が整っていること。
文献等が正しく引用され、図表等の引用元が明らかにされていること。

【八戸工業大学大学院工学研究科博士学位論文審査基準】

（審査体制）

学位論文の審査は、主査1名及び副査2名以上の審査委員の合議で行う。

（審査項目と基準）

次の項目をすべて満たしていること。

1. 研究テーマの明確化
論文の問題設定が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、妥当性があること。
2. 学術的または社会的な貢献
学術的に新規性または独創性があること。また社会の要請に応える高い有用性のある社会貢献となり得ること。
3. 先行研究の理解と提示
研究テーマの探求に際して、利用した資料や文献が網羅され、その内容が論旨を展開するうえで適切に言及されていること。
4. 研究方法の妥当性
研究テーマ探求のために採用された、理論、実験、シミュレーション、調査あるいは資料収集などの研究方法が適切かつ効果的に用いられていること。
5. 論証方法や結論の妥当性
問題設定から分析、結果、考察、結論までの論旨が、明確で実証的かつ論理的に展開されていること。
6. 論文の形式・体裁
語句の使い方や文章表現が的確であること。学位論文としての体裁が整っていること。文献等が正しく引用され、図表等の引用元が明らかにされていること。

5.4 八戸工業大学学費納入規程

制定 平成 4年12月17日 教授会

平成 5年 1月21日 理事会

改正 令和 7年 1月31日 理事会

(目的)

第1条 この規程は、八戸工業大学学則第36条及び八戸工業大学大学院学則第49条の規定に基づき、学費の納入方法その他の取扱いについて定める。

(学 費)

第2条 この規程における学費とは、学則第35条で定める別表第3の学費種別のうち、入学金及び授業料等(学費種別の授業料、施設設備費、実験実習費、演習実習費をいう。)をいう。

2 授業料等はこれを二分割し、半額をⅠ期授業料等、他の半額をⅡ期授業料等という。

(納入期限)

第3条 Ⅰ期授業料等は5月10日までに、Ⅱ期授業料等は10月10日までに納入しなければならない。

(入学時の納入期限)

第4条 前条の規定にかかわらず、入学の許可を得ようとする者の学費は、所定の入学手続締切日までに納入しなければならない。

(納入方法)

第5条 学費の納入方法は、原則として銀行振込みとする。

2 Ⅰ期・Ⅱ期授業料等は、原則として各々一括して納入しなければならない。延納を許可されたときにおいても同様とする。

(延納許可)

第6条 授業料等の延納を希望する者があるときは、次の各号の一に該当する者に限り許可することができる。

- 一 授業料等支弁者が、死亡または不慮の災害等により支払いが困難であると認められる者
- 二 その他やむを得ない事由があると認められる者

(延納の手續)

第7条 授業料等の延納を希望するときは、原則として第3条に定める納入期限までに、所定の「授業料等延納願い」により願い出なければならない。

2 前項により願い出るとき、延納の事由を明らかにする証明書等の提出を求めることがある。

(延納納入期限)

第8条 授業料等の延納納入日は、原則として、Ⅰ期授業料等においては7月20日、Ⅱ期授業料等においては翌年1月10日を超えることができない。

(延納許可の取消)

第9条 授業料等の延納を許可された者の願い出が虚偽であることが明らかになったときは、延納の許可を取り消す。

(滞納の起算日)

第10条 学則第22条第五号に定める授業料等滞納期間の起算日は、Ⅰ期・Ⅱ期授業料等の各納入期限の翌日、延納が許可されたときは第8条に定める各延納納入期限の翌日、休学者が復学するときは復学する日を起算日とする。

第11条 削除

(復 籍)

第12条 学則第22条第五号に基づき除籍された者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することができる。

2 復籍願い出の期限は、原則として除籍後15日以内とする。

3 復籍を願い出るときは、所定の「復籍願い」を提出し、滞納分の授業料等を納入しなければならない。

(休学者の学費)

第13条 休学を願い出るときは、所定の授業料等を納入しなければならない。

- 2 休学を許可された者の授業料等は、学年の始めから終わりまでの期間に対する休学期間の割合に応じて按分し、休学期間に相当する授業料等は、これを免除する。
- 3 休学者が復学するとき、所定の授業料等を納入しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、入学手続時に納入した学費については、これを免除しない。

(年度途中卒業等)

第14条 年度途中で卒業、退学または転学する者は、Ⅰ期授業料等またはⅡ期授業料等を完納していなければならない。

- 2 退学または転学を願い出るときは、所定の授業料等を納入しなければならない。

(既納の学費)

第15条 既に納入した学費は、別に定めるときを除いて、事情の如何にかかわらず返戻しない。

(所定の修業年限を超える学生の授業料等)

第16条 所定の修業年限の授業料等を納入した学部学生が3学年以上に在学している場合、授業料等の5割を納入することで在学できる。ただし、在学年数は8年を超えることはできない。

- 2 所定の標準修業年限の授業料を納入した博士前期課程学生が特別研究活動を継続している場合、授業料の3割を納入することで在学できる。ただし、在学年数は4年を超えることはできない。
- 3 所定の標準修業年限の授業料を納入した博士後期課程学生が特別研究活動を継続している場合、授業料の1割を納入することで在学できる。ただし、在学年数は6年を超えることはできない。

(事務の取扱い)

第17条 この規程に定めのない事項及びこの規程の運用にあたって特別な事項は、理事長が定める。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則の一部を省略している。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

5. 5 八戸工業大学大学院入学者選抜規程

制定 平成 7年 2月17日 理事会

改正 平成22年12月16日 工学研究科委員会

(趣旨)

第 1 条 八戸工業大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第38条の規定に基づき、入学者選抜の取扱いについて必要な事項は、この規程によるものとする。

(出願資格)

第 2 条 本大学院に入学できる者は、本大学院学則第36条の定めによる。

(出願手続)

第 3 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

2 出願書類は、次の通りとする。

- 一 入学志願票
- 二 最終出身校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- 三 最終出身校の成績証明書
- 四 志望理由書
- 五 写真票・受験票および会計原簿
- 六 推薦入学に出願する場合は、推薦書
- 七 博士後期課程に出願する場合は、研究内容説明資料

(選考)

第 4 条 博士前期課程の選考は、筆答試験、出願書類の審査及び面接試問の結果を総合判断して行う。

2 博士後期課程の選考は、出願書類の審査及び面接試問の結果を総合判断して行う。

(入学の時期)

第 5 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第 6 条 入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金及び授業料を添えて所定の手続きを完了しなければならない。

(学則の適用)

第 7 条 この規程において特に定めのない事項については、本大学院学則を適用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

5.6 八戸工業大学大学院特別選抜規程

制定 平成 7年 1月13日 理事会

改正 平成21年 2月19日 工学研究科委員会

(趣旨)

第 1 条 八戸工業大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第39条第2項の規定に基づき、社会人並びに外国人に対して行う特別選抜の取扱いについて必要な事項は、この規程によるものとする。

(目的)

第 2 条 この特別選抜は、本大学院が社会人のリカレント教育並びに国際貢献をその使命のひとつとすることに鑑み、強い修学意欲と研究能力をもつ社会人並びに外国人が入学を志願する場合、入学試験において特別な選抜を行って弾力的な対応を図ることを目的とする。

(適用対象)

第 3 条 この特別選抜が適用される志願者は、本大学院学則第36条に定めるものであって出願時にすでに社会人となっている者並びに外国人とする。

(出願手続)

第 4 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

2 出願書類は、次の通りとする。

- 一 入学志願票
- 二 最終出身校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- 三 最終出身校の成績証明書
- 四 志望理由書
- 五 写真票・受験票および会計原簿
- 六 履歴書
- 七 外国人の場合は、外国人登録済証明書
- 八 博士後期課程に出願する場合は、研究内容説明資料(選考)

第 5 条 選考は、出願書類の審査、小論文および面接試験によって行う。ただし、小論文および面接試験については学術論文等の研究業績の提出をもってこれに代えることができる。

(入学の時期)

第 6 条 入学の時期は、学期の始めから30日以内とする。

(入学手続)

第 7 条 入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金および授業料を添えて所定の手続きを完了しなければならない。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

5.7 八戸工業大学大学院研究生規程

制定 平成 7年 1月13日 理事会

改正 令和 7年 1月23日 工学研究科委員会

(趣旨)

第 1 条 八戸工業大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第53条第2項の規定に基づき、研究生の取扱いについて必要な事項は、この規程によるものとする。

(出願資格)

第 2 条 研究生を出願しようとする者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(在学期間)

第 3 条 研究生の在学期間は1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を出願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

2 出願書類は、次の通りとする。

- 一 願書
- 二 最終出身校の卒業(見込み)証明書および成績証明書
- 三 履歴書および写真
- 四 社会人の場合は、勤務先の所属長の許可書(選考)

第 5 条 研究生の選考は、出願書類の審査および面接試験によって行う。

(入学の時期)

第 6 条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(入学手続)

第 7 条 入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金および授業料を添えて所定の手続きを完了しなければならない。

(授業科目の履修)

第 8 条 研究生が授業科目の履修を願い出たときは、これを許可することがある。

2 研究生の授業科目履修に関する事項は、八戸工業大学大学院科目等履修生及び聴講生規程を準用する。

(研究証明書の交付)

第 9 条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

(学則の適用)

第 10 条 この規程において特に定めのない事項については、本大学院学則を適用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

5. 8 八戸工業大学大学院科目等履修生及び聴講生規程

制定 平成 7年 1月13日 理事会

改正 令和 6年 4月 1日 工学研究科委員会

(趣旨)

第 1 条 八戸工業大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第52条第3項の規定に基づき、科目等履修生(以下「履修生」という。)及び聴講生の取扱いについて必要な事項は、この規程によるものとする。

(出願資格)

第 2 条 履修生及び聴講生を出願しようとする者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(在学期間)

第 3 条 履修生及び聴講生の在学期間は6月とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

(出願手続)

第 4 条 履修生及び聴講生として入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

2 出願書類は、次の通りとする。

- 一 願書
- 二 最終出身校の卒業(見込み)証明書および成績証明書
- 三 履歴書および写真
- 四 社会人の場合は、勤務先の所属長の許可書

(選考)

第 5 条 履修生及び聴講生の選考は、出願書類の審査および面接試験によって行う。

(入学の時期)

第 6 条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学手続)

第 7 条 入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金および授業料を添えて所定の手続きを完了しなければならない。

(単位修得証明書の交付)

第 8 条 履修生が、履修科目の試験に合格したときは、その科目の単位修得証明書を交付する。

(学則の適用)

第 9 条 この規程において特に定めのない事項については、本大学院学則を適用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

5.9 八戸工業大学大学院学生心得

制定 平成 7年 4月 1日 工学研究科委員会

改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

(目的)

第1条 この学生心得は本大学院学生の遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(規則の遵守)

第2条 学生は、学則はもとより、その他の本学で定める規則等を遵守し、学生の本分を守るよう努めなければならない。

(学生証)

第3条 学生は入学の際、学生証の交付を受けて常時これを携帯しなければならない。

2 学生証の有効期間は発行日から各課程の標準修業年限終了までとする。

3 学生証は、本大学院教員その他しかるべき者の要請があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第4条 学生証を汚損または紛失したときは、ただちに本大学院所定の様式により教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出て、再交付を受けなければならない。この場合の有効期間は再発行の日から通常の修業年限終了までとする。

第5条 学生証は、修了、転学、退学、除籍により学籍を離れたとき、または有効期間を経過したときは、ただちに教育・学生支援部教務・学生支援チームに返却しなければならない。なお、有効期間を超えて在籍するときは、更新の手続きを行わなければならない。

(欠席・忌引および遅刻早退の届出)

第6条 7日以上欠席するときは本大学院所定の様式により、必ずその理由を明記し保証人と連署して教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

(諸変更届)

第7条 氏名、本籍および住所(住所)を変更したときは、そのつど本大学院所定の様式により遅滞なく教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

第8条 保証人の変更および保証人が氏名または住所を変更した場合は、その都度速やかに本大学院所定の様式により教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

(諸願)

第9条 休学、再休学、復学、退学、または転学を希望する場合は、本大学院所定の様式により保証人連署のうえ願い出て学長の許可を受けなければならない。

(受講)

第10条 学生は教場において静粛を旨とし雑談、その他粗暴の挙動があってはならない。

(定期健康診断)

第11条 学生は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)により、毎年本大学院で行う健康診断を必ず受けなければならない。

2 疾病その他正当の理由により前項の健康診断を受けることができないときは、その事由を付して教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

(学園の秩序維持)

第12条 学生は学園にふさわしい環境を整えることに協力し、学園の秩序を乱すような行動をしてはならない。

(事故発生時)

第13条 火災、盗難には特に注意し、事故発生の際は総務部総務・学事チームに急報するとともに消火、防止に努めること。

附則の一部を省略している。

附 則

この心得は、令和6年 4月 1日より施行する。

5. 10 八戸工業大学大学院履修規程

制定 平成14年 2月21日 工学研究科委員会

改正 平成29年11月24日 工学研究科委員会

(趣旨)

第 1 条 この規程は、八戸工業大学大学院学則に規定するもののほか、授業科目の履修について必要な事項を定める。

(教育課程等)

第 2 条 教育課程等は、学則別表第1に定めるとおりとする。

- 2 下記のように履修上のコースを定める。コースの履修科目等は別表1に定めるとおりとする。
工学研究科全専攻博士前期課程 原子力工学専修コース

(履修登録と履修)

第 3 条 科目の履修にあたっては、当該年度に履修しようとする全科目について履修登録(以下「登録」という。)を行わなければならない。

- 2 登録の時期は、学年の初めとし、所定の期間をすぎた登録は原則として認めない。
- 3 登録しない科目は、受講しても単位は与えない。
- 4 第6条第3項の受講免除科目を除き、同一時限に行われる科目を2科目以上重複登録することはできない。
- 5 登録の有効期限は、当該年度限りとする。
- 6 欠席した授業については、学生自身が自学自習によって補うことを原則とする。ただし、科目担当教員の判断により、課題・補習等を課す場合がある。

(登録の修正)

第 4 条 登録科目修正は、各学期の所定の期間において行うことができる。

(成績の評価と単位の修得)

第 5 条 成績の評価は科目担当教員が行い、評価は次のとおりとする。

評 価	評価の点数	合 否
S	90点以上～100点	合 格
A	80点以上～90点未満	
B	70点以上～80点未満	
C	60点以上～70点未満	
D	60点未満	不合格

- 2 単位の修得は、上表の合格の場合に認定される。ただし、学費等の未納期間の単位は認定されない。

(再履修登録)

第 6 条 単位が認定されなかった科目(以下「再履修科目」という。)は次の年度以降に登録することができる。

- 2 単位が認定された科目は、再び登録することができない。
- 3 再履修科目の登録にあたり、科目担当教員が認めた場合は、受講を免除することがある。

(成績の通知)

第 7 条 成績は、所定の学業成績通知書をもって本人および保護者に通知する。

- 2 学業成績通知書には、評価をS、A、B、C、Dで記載し、あわせてGrade Point Average(GPA)を記載する。
- 3 GPAの取り扱いについては別に定める。

(定期試験)

- 第 8 条 定期試験は年2回各学期末の一定期間に行う。
- 2 試験の時間割は試験実施の2週間前に公表する。
 - 3 試験は原則として筆答によるが、平常の成績、レポート、あるいは口答をもって試験に代えることができる。

(追試験)

- 第 9 条 学生に病気、その他やむを得ぬ事情が生じて、定期試験を受けられないときは追試験の機会を与える。
- 2 追試験受験の可否の判定は学生の願い出(医師の診断書、保証人の証明書など添付)にもとづき科目担当教員が行う。
 - 3 追試験を受けようとする者は、追試験時まで追試験受験手続きを行わなければならない。追試験料は別表2のとおりとする。

(再試験)

- 第 10 条 定期試験、追試験に合格できなかった者に対して、再試験の機会を与えることがある。
- 2 再試験の受験資格は当該科目担当の教員の認定による。
 - 3 再試験を受けようとする者は、再試験時まで追試験受験手続きを行わなければならない。再試験料は別表2のとおりとする。
 - 4 再試験の成績は、定期試験と同等またはそれ以上の基準で評価する。

(受験資格)

- 第 11 条 定期試験の受験資格は次の要件を満たした者に与える。
- 一 当該科目の登録をしていること。
 - 二 原則として、出席時数が授業時数の3分の2以上であること。ただし、実験、実習および演習を伴う科目については、これ以上の出席時数を必要とする場合がある。
 - 三 工学研究科委員会において特に失格条件がないことを認められていること。ただし、二の号に関して考慮すべき事情のある学生は科目担当教員に届け出て、科目担当教員が受験資格の有無を判定する。

(受験の心得)

- 第 12 条 学生は学生証を持参し、指示する座席につき厳正に受験しなければならない。なお、学生証を携帯していない場合は、受験票の交付を受けて受験しなければならない。受験票の交付手数料は別表3のとおりとする。
- 2 原則として、試験開始20分後の入場を認めない。また、試験開始後30分以上経過するまで退場を認めない。
 - 3 試験は監督教員の指示で行われる。試験に際し、不正行為を行った学生には大学院学則第51条により懲戒を行う。かつ、その学期に受験した科目はすべて零点とする。

(規程の改廃)

- 第 13 条 本規程の改廃は、学務委員会の議を経て工学研究科委員会が行う。

附 則

1. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1

工学研究科全専攻博士前期課程 原子力工学専修コース履修表

下表のように計8単位を修得したほかに、各専攻博士前期課程の修了要件を満たすこと。

平成30年度入学生より適用

部門	授 業 科 目	単 位 数	週時間数				摘 要
			1年		2年		
			前	後	前	後	
関 連 科 目	原子力工学特論	2	2				左記の3科目6単位を修得すること
	応用放射線工学特論	2		2			
	原子力研修	2			2		
注 1	移動現象工学特論	2	2				左記の科目から1科目2単位を修得すること
	システム計測工学特論	2	2				
	材料プロセス工学特論	2		2			
	プラズマ工学特論	2		2			
	コンクリート構造工学特論	2		2			

注1:部門は各専攻の教育課程表(大学院学則別表第1)を参照。

別表2 試験料

試験区分	試験料
追試験	1科目につき500円
再試験	1科目につき1,500円

別表3 受験票交付手数料

交付手数料
300円

5. 11 八戸工業大学GPA取り扱い要項

制定 平成23年 1月 6日 教務委員会
改正 平成26年 2月25日 (教務委員会)
改正 令和 4年 3月 9日 (教務委員会)

(目的)

第 1 条 この要項は、八戸工業大学(以下「本学」という。)履修規程第11条および同大学院履修規程第7条(以下「履修規程」という。)に規定するGPA(Grade Point Average)の取り扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 GPAとは、履修した科目の成績をGP(Grade Point)により点数化し、1単位あたりの平均値を求めたものをいう。

2 GPA算出の対象とする科目は、次の各号を除く科目とする。

- 一 教職関連科目等で、卒業または修了要件に算入しない科目
- 二 編入学・転入学等により入学した学生の既修得科目について単位認定した科目
- 三 卒業または修了要件に算入される科目のうち別表1に定める科目

(GP)

第 3 条 履修規程第5条に規定する成績評価とGPとの対応は次のとおりとする。

評価(Grade)	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0

(GPAの種類および計算方法)

第 4 条 GPAは、当該期間に履修した第2条2項に定めるGPA対象科目について、「学期GPA」、「年度GPA」、「累積GPA」に区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てて表記する。

GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{当該学期における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該学期における評価を受けた科目の単位数の計}}$$

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{当該年度における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該年度における評価を受けた科目の単位数の計}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{入学以降に(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{入学以降に評価を受けた科目の単位数の計}}$$

(GPA計算期日)

第 5 条 GPAの計算は、学期ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 GPA計算の期日は、原則として前期9月25日、後期3月25日とする。ただし、必要に応じてGPAを仮算出する場合がある。

(GPAの通知)

第 6 条 前条で計算したGPAは学業成績通知書に記載し、その計算方法、意義および推奨値とともに学生と保護者に通知する。

(成績証明書への記載)

第7条 成績証明書にはGPAの記載は行わない。

- 2 前項にかかわらず、申請者からGPAを記載した成績証明書の発行請求があった場合には「累積GPA」を成績証明書に記載する。なお、この場合においてはGPA算出の根拠となる不合格科目も併せて記載する。

(GPAの利用)

第8条 GPAは次の各号に示す事項の指標・基準等に使用することがある。

- 一 クラス分け、研究室配属など授業運営に係る指標
- 二 学業成績優秀者への顕彰などの選考基準
- 三 特待生・奨学生などの選考基準
- 四 履修指導・学修指導の指標
- 五 進級・卒業に係わる指標
- 六 就職試験等の推薦者選考基準
- 七 各種統計・調査
- 八 その他、本学の教育研究および活動に必要な事項(その他)

第9条 この要項に定めのない、GPA制度運用に必要な事項については別に定める。

(改廃)

第10条 この要項の改廃については、教務委員会および学務委員会が行う。

附 則

この要項は、平成23年度入学生から適用する。

別表1

卒業または修了要件に算入される科目のうち、GPA算出の対象としない科目

平成23年度入学生～	八戸学院大学(旧八戸大学)との単位互換科目
------------	-----------------------

5. 12 八戸工業大学図書館利用規程

制定 平成 7年 2月28日 (図書委員会)

改正 令和 4年 5月20日 (情報メディア委員会)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、八戸工業大学図書館規程第7条に基づき、八戸工業大学図書館(以下「図書館」という。)の利用について、必要な事項を定める。

(資料)

第 2 条 図書館の管理する資料(以下「図書類」という。)を次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 地図
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料(利用者)

第 3 条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員、名誉学長、名誉教授、非常勤講師および研究員(以下「第1種利用者」という。)
- (2) 本学学部学生、大学院学生、研究生、および科目等履修生(以下「第2種利用者」という。)
- (3) その他一般利用者(以下「第3種利用者」という。)

(休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日
 - (2) 春季、夏季、冬季の各休業日の土曜日
 - (3) 12月28日から1月4日まで
- 2 前項によらず、図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、臨時に休館、開館することができる。

(開館時間)

第 5 条 開館時間は、次のとおりとする。

- 月曜日から金曜日は、午前8時40分から午後8時まで
ただし、春季、夏季、冬季の各休業日の一部期間の開館時間は午後5時まで
開館日の土曜日は、午前10時から午後5時まで
- 2 前項に定めるほか、館長が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(貸出手続き)

第 6 条 資料の貸出を受けようとする場合は、八戸工業大学図書館利用券(以下「利用券」という。)を必要とする。

- 2 館長は希望者の求めに応じて利用券を交付する。
- 3 第1種、第2種利用者については、学生証、身分証明書またはこれに代わるものをもって利用券とすることができる。
- 4 第3種利用者は、所定の様式に必要事項を記入の上、身分証明書またはこれに代わるものを提示して、交付申請を行う。
- 5 利用券の交付を受けた者は、利用券を他人に譲渡または転貸してはならない。また、それによって生じた事故の責めは、本人が負わなければならない。
- 6 利用券を紛失した者は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- 7 前項の届出のあった者に対しては、願い出により、利用券の再発行を行うことができる。
- 8 利用資格を失った者は、速やかに利用券を返却しなければならない。

(身分証明書等の提示)

第 7 条 図書館・情報事務室の職員(以下「職員」という。)などから利用券の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第8条 図書館内においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと
- (2) 喫煙、飲食および談話などをしないこと。ただし、指定された場所での飲料物の摂取は可とする
- (3) 図書類、備品および施設を丁重に扱うこと
- (4) 他人の迷惑となる行為をしないこと

(閲覧)

第9条 館内の図書類は、閉架図書類を除き自由閲覧とする。ただし、閲覧が終了したときは、所定の位置に返却するものとする。

(閉架図書の館内閲覧)

第10条 利用者は、あらかじめ所定の手続きを行って閉架図書、および視聴覚資料の館内閲覧ができる。ただし、一度に閲覧できるのは各々3冊(本)以内とし、閲覧した図書は閉館時まで所定の位置へ、視聴覚資料は閲覧カウンターへ返却しなければならない。

(館外貸出)

第11条 貸出できる図書、視聴覚資料の冊数および期間は次のとおりとする。

1. 図書

- (1) 第1種利用者は20冊まで、30日以内。
- (2) 第2種利用者のうち、大学院学生および研究生は10冊まで、30日以内。学部4学年生は5冊まで、30日以内。それ以外の学部学生は5冊まで、14日以内。また、休業期間にわたる貸出は、休業期間終了まで延長できる。
- (3) 第3種利用者は3冊まで、7日以内。

2. 視聴覚資料

- (1) 貸出対象者は、本学教職員、研究員、本学学部学生、大学院学生、研究生とこれに準ずる者とする。
- (2) 貸出本数は3本まで、7日以内。

(貸出期間の更新)

第12条 第11条で規定する貸出期間を超えて引き続き貸出を希望する者は、所定の手続きにより1回に限り、貸出期間を更新することができる。

(貸出予約)

第13条 貸出希望図書、視聴覚資料が貸出中のときは、予約することができる。

(転貸の禁止)

第14条 館外貸出図書、視聴覚資料は、一切他に転貸してはならない。

(特別帯出許可の必要な図書類)

第15条 次の図書類を帯出するときは、館長の許可を得なければならない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書(事典、辞典、便覧および地図等)
- (3) 視聴覚資料
- (4) 新聞
- (5) 逐次刊行物
- (6) その他、館長の定めたもの

(貸出図書の返却)

第16条 貸出図書、視聴覚資料は、期間が終了したときは、直ちに返却しなければならない。

- 2 前項に定めるほか、教職員は、留学、休職、退職等の際、学生にあつては、卒業、修了、休学、退学、転学等の際に、それぞれ直ちに返却しなければならない。

第17条 館長は必要に応じ、貸出期間中であっても臨時に返却させることができる。

(貸出の停止)

第18条 貸出図書、視聴覚資料を特別な理由がなく貸出期間内に返却しなかった者については、返却するまで貸出を停止する。

(紛失・破損・汚損)

第19条 図書類を紛失、または著しく破損、汚損した者は、直ちに届け出なければならない。また、館長は、同一の図書または相当の代金をもって弁償させることがある。

(複写)

第20条 本館所蔵の図書類を複写しようとするときは、著作権法に従い、複写することができる。

2 前項に違反した場合は、利用者が一切の責任を負うものとする。

(相互協力)

第21条 第1種、第2種利用者が教育、研究または学習のために必要とするときは、所定の手続きにより、他の機関の利用または資料の複写、借り受け等の斡旋を図書館に依頼することができる。

2 館長は、他の機関から、図書館の利用、または資料の複写ならびに借り受け等の申込があった場合、支障のない範囲で、これに応ずることができる。

3 前2項にて発生した経費については、依頼者が負担するものとする。

(分置)

第22条 研究図書類(第1種利用者が本学研究費で購入した図書類)は、所定の手続きにより、学内に分置することができる。

第23条 研究図書類以外の図書類は、館長が必要と認めるものに限り、相応の場所に分置することができる。

第24条 分置された図書類には保管責任者を置き、図書類の管理について一切の責任を負うものとする。

第25条 職員は分置された図書類の点検を行うことができる。

第26条 退職などにより分置を変更する場合は、図書館に届け出なければならない。

(多目的ホールの利用)

第27条 多目的ホールの利用については別に定める。

(罰則)

第28条 本規程に違反する者に対しては、館長は利用の制限、退館、または一定期間入館を禁止することができる。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項については、館長がこれを定める。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、情報メディア委員会の議を経て行うものとする。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

5. 13 八戸工業大学情報ネットワーク施設利用規程

制定 平成15年 3月13日 (教授会)

改正 平成28年10月20日 (教授会)

(目的)

第 1 条 この規程は、八戸工業大学図書館規程第7条に基づき、情報ネットワーク施設の利用について定める。

(定義)

第 2 条 情報ネットワーク施設とは、本学LAN、本学の計算機施設および本学LANを経由して接続する学外のネットワークをいう。

(利用資格)

第 3 条 情報ネットワーク施設を利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員および学生
- (2) 情報メディア委員長が認めた者

(利用手続き)

第 4 条 情報ネットワーク施設への接続を希望する者は、ネットワーク接続申請書を図書館・情報事務室に提出し、インターネットアドレス(IPアドレス)を取得するものとする。

2 情報ネットワーク施設を利用する場合は、所定の手続きを行うものとする。

(利用の制限)

第 5 条 情報ネットワーク施設の利用者は、本規程および学術情報ネットワーク等の学外のネットワークの運用上の規程を遵守しなければならない。

2 ネットワークを利用する情報に関しては、営利行為や公序良俗に反する行為および著しく情報倫理を欠いた場合は、利用の制限を行うことがある。

3 ネットワークを利用する情報の内容に関しては、発信者が責任を負うものとする。

(雑則)

第 6 条 本規程に定めるもののほか、情報ネットワーク施設に関する必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

5. 14 八戸工業大学大学院学生の諸活動に関する規程

制定 平成 7年 4月 1日 工学研究科委員会
改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

第1章 総 則

- 第 1 条** 学生の諸活動は、正課の学習以外において各人の才能と趣味に応じた自主的活動により、人格の陶冶、情操豊かな人間性の涵養、自律心の鍛錬等専ら社会人として必要な基本を錬成することにある。
- 第 2 条** 学生は個人・団体を問わず、学内外の秩序を乱しまたは良識に反する行為をすることなく、正しく健全な諸活動を行うよう努めなければならない。
- 2 前項に違反する行為が行われ、または行われようとしている場合は、学生は本大学院および学生の名譽を守るため、その行為を制止する等最善の措置を講じなければならない。

第2章 団体の結成

- 第 3 条** 本大学院学生を会員とする団体(研究会、愛好会等を含む。以下同じ)を結成しようとするときは、責任者は遅滞なく本大学院所定の団体結成願に、団体の名称、結成年月日、目的、顧問(教職員)、役員および会員の氏名を記入して、責任代表者が3名以上署名押印し、明文の規約(会則)を添えて、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 前項の団体規約(会則)またはその他届出事項を変更するときも前項に準ずる。
- 3 前学生団体は毎年年度始め4月20日までに団体構成役員名簿および構成員名簿を添え、本大学院所定の団体継続届を前項に準じて教育・学生支援部長を経て学長に届け出なければならない。届け出ない団体は、解散したものとみなす。
- 4 前項の団体の構成員は本大学院の学生または本大学関係者でなければならない。
- 第 4 条** 学生団体が学外団体に加盟しようとするときは、本大学院所定の学外団体加盟願に学外団体の規約を添え、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 学生が団体的に学外団体に加盟しようとするときも、前項に準じて許可を受けなければならない。
- 3 学生団体が学外団体の行事・集会等に参加しようとするときは、本大学院所定の学外団体参加願に参加者名簿を添え、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 4 学生が団体的に学外団体の行事・集会等に参加しようとするときも、前項に準じて許可を受けなければならない。
- 第 5 条** 前条の学外団体への加盟または参加が本大学院の目的にそわないと認められた場合は、学長は許可を取り消すことがある。
- 第 6 条** 学生団体の予算および決算に関する一切の収支は、会計年度ごとに教育・学生支援部長を経て学長に報告しなければならない。
- 第 7 条** 第3条により許可された学生団体において、その行為が国法や本大学院の規則等に違反したり、その他本大学院の機能を害しまたは秩序を乱しまたはそのおそれがあると認められるときは、その活動を禁止し、またはその団体の解散を命ずることがある。

第3章 集会

- 第 8 条** 学生または団体が学内外において、集会、対外試合、合宿練習、遊説、集団行進、示威運動、署名運動、世論調査、投票、宣伝等を行おうとするときは、責任者はその期日3日前までに本大学院所定のそれぞれの許可願に必要事項を記入して責任代表者が3名以上署名押印し、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 前項の集会において、本大学院施設、設備等(建物、体育施設、通路、広場等)を使用するときは、同時にその借用を所管の部局長に願い出て許可を受けなければならない。
- ただし、学生団体が事業のため平常借用している場所で、借用の目的の範囲内で集会しようとするときは、この限りではない。

第9条 同窓会、学会、講演会等で特定の人を対象とする場合、または映画会、音楽会、演劇等で単に映画、演出のみを行う場合を除き、学外者の参加を許さない。

ただし、特別な場合で学長が必要と認めるときは審議の結果許可することがある。

第10条 学生または団体が学外者を対象として金銭の収支を伴う行為をするときは、教育・学生支援部長を経て学長の許可を受けなければならない。

第11条 集会在本大学院の本来の目的にそわないと認めた場合、また学内の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、禁止または解散を命ずることがある。

第4章 掲 示

第12条 学生または団体が学内外に掲示しようとするときは、責任者は掲示物を教育・学生支援部教務・学生支援チームへ持参し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。許可された掲示物には大学の認印を押す。

2 掲示物には必ず団体名、責任者を明記しなければならない。

3 掲示用紙は、日本規格A1判以内を原則とする。

4 掲示期間は、最長1ヶ月とする。

5 学内における掲示は本大学院が指定した学生掲示板において行わなければならない。

第13条 講演会、集会等の通知のため学内に立て看板による掲示をしようとするときは、前条に準じて許可を受けなければならない。ただし、立て看板は、管理部局備え付けのものに限り、かつ掲示期間は3日以内とする。

第14条 掲示の内容が政治的目的を有するもの、虚偽の記述または名誉の毀損にわたるもの、もしくは学内の秩序を乱すものは許可しない。

第15条 団体または団体が前3条に反して掲示を行ったときは、その責任者または団体が共同して責を負うものとする。

第16条 掲示期間を経過したものは、責任者においてただちに撤去しなければならない。

第17条 第12条、第13条、第14条および第16条に違反する掲示物は、管理者においてただちに撤去させ、または撤去する。

第5章 印刷物の発行・配布・回覧等

第18条 学内外を問わず、印刷物(雑誌、小冊子、新聞、チラシ、その他これに類する一切のもの)を発行し、または配布、回覧しようとするときは、事前にその印刷物の原稿またはこれに替わるものを教育・学生支援部教務・学生支援チームへ持参し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。

2 その他物品等を配布しようとするときは、その物品等を添え前項に準じて許可を受けなければならない。

第19条 学生または団体が寄付を募集しようとするときは、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 寄付募集を行ったときは、教育・学生支援部長を経て学長に収支決算を報告しなければならない。

第20条 前2条の行為が、本大学院の本来の目的にそわないと認めた場合は、教育・学生支援部長は許可を取り消すことがある。

第6章 放 送

第21条 学内において放送しようとするときは、放送要旨を教育・学生支援部教務・学生支援チームへ持参し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。

第22条 放送は特別の場合を除き授業時間中に行うことができない。

2 授業時間外に行う場合であっても、学内における他の業務の支障を来さないように充分注意を払わなければならない。

3 前条および前2項に反する行為があった場合はただちに中止させるものとする。

第7章 政治活動・布教活動の禁止

第23条 学生または学生団体は、学内において政治活動および布教活動を行ってはならない。

第8章 暴力行為等の禁止

第24条 学生または学生団体は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 学内に火薬、爆薬、劇薬、その他類似の危険物を持ち込み、所持、携行する行為。
- (2) 学内において、棍棒、石塊等暴力行使を意図する一切の物件を所持し携行する行為。
- (3) 暴行し、またはこれによって人に傷害を与えるような行為。
- (4) 暴力を用いて他の学生の就学を妨害する行為。
- (5) 団体もしくは多数が共同して暴行、脅迫にわたる行為。
- (6) 暴力を用いての学内の施設、設備、備品などを破壊する行為。
- (7) 暴力行使の協議、または各種危険物、その他暴力行使に用いる物件の集積等一切の準備行為。
- (8) その他暴力に関する一切の不法行為。

第9章 その他

第25条 学生または学生団体は学内において次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 学生は氏名を偽り、または覆面等の行為をしてその身分をかくさないこと。
- (2) みだりに放歌、高吟その他喧騒にわたる行為を慎むこと。
- (3) 学生または学生団体相互間は礼儀正しく、いやしくも暴力・傷害・物品毀棄等の行為をしないこと。
- (4) 許可なく大学の備品等を持ち出さないこと。
- (5) 許可なく学内に宿泊しないこと。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- (7) 許可なく学外者を学内に入れないこと。

第26条 本規程によりがたい特別の諸活動をしようとするときは、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て指導および許可を受けなければならない。

第27条 本規程に反する行為をした者(同未遂行為を含む)または規程に反した行為に対する教職員の制止に応じない者は大学院学則第51条を適用する。

附則の一部は省略している。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。

5. 15 八戸工業大学大学院学友会館使用規程

制定 平成12年 3月 1日 学務委員会

改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

学友会館(以下「会館」という。)は、大学院学生の課外活動を盛んにし、その運営を円滑にするための施設である。会館は、学友会室、体育会室、文化会室、部室および会議室からなっており、その使用にあたっては、それぞれの会に所属する団体(以下「団体」という。)が課外活動の場として常に秩序と規律を保つとともに共同の責任において特に整備、保全および火災予防に努めなければならない。

会館の使用については、この規程に従わなければならない。

なお、会館以外を部室として使用する団体にあっても、部室の使用にあたっては、この規程を適用する。

第 1 条 会館の使用時間は、平日の午前8時30分から午後8時までとする。

2 時間外に会館を使用する場合は、学生残留・出校届を教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出し、許可を受けなければならない。この場合における終了時刻は午後10時30分とする。提出は、午後4時50分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、学園祭等の行事があるときは、特別に取り扱うことがある。

第 2 条 部室は、部活動を行う目的で大学から許可された団体に対し、指導育成上必要とみとめられた場合に限り、その使用を許可するものとする。

第 3 条 部室の使用は、部本来の活動のためにのみ限るものとする。

第 4 条 部室の使用を希望する団体は、所定の部室借用願を教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出しなければならない。

第 5 条 部室の使用許可期間はその年度限りとし、継続使用を希望する場合は、前条に準じて部室借用願を毎年3月31日までに教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出しなければならない。

第 6 条 期日までに部室借用願を提出しない団体は、部室不用とみなす。

第 7 条 部の解散その他により部室の使用目的が消滅したときは、速やかに教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出て部室を原状に復し空け渡さなければならない。

2 解散によるときは、大学等からの補助により購入した備品を返却しなければならない。

第 8 条 会議室の使用は、学友会および教育・学生支援部教務・学生支援チームの許可を受けなければならない。

第 9 条 その他会館の使用にあたっては大学の指示に従うこと。

第 10 条 会館の使用を許可された団体は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 会館内の清掃は各団体が協力して行い、常に清潔を保つとともに整理・整頓に努めること

(2) 火災の防止に万全を期すること

(3) 会館内での暖房器具および火気は許可を受けた団体以外は使用しないこと

(4) 会館内において飲酒しないこと

(5) 会館内に学外団体の支部または事務所を設けないこと

(6) 会館内への泊り込みは認めない

(7) 部室の使用にあたっては、部員以外の部室使用は認めない

(8) 各部は部責任者を定めて教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出ること

(9) 各部室入口に部および部責任者を表示すること

(10) 他の団体の迷惑にならぬよう騒音等には十分気をつけること

(11) 室内の施設、設備等を無断で移動、改廃、新設しないこと

(12) 室内への掲示その他これに類するものは、部に直接関係のあるもののみとし、みだりに行わないこと

(13) 一室を部室として共用する場合は、お互いに協力して使用すること

(14) シャワーの使用にあたっては、注意事項を確認し節水にも努めること

第 11 条 会館を使用するときは、その都度受付から鍵を借用し、使用後はただちに受付に返却すること。

第 12 条 大学の管理上の必要から行う係員の室内立入りまたは指示を拒否してはならない。

第13条 会館内の施設、設備等を汚損したり滅失または破損したときは、教育・学生支援部教務・学生支援チームに文書をもって届け出て、その損害を弁償しなければならない。

第14条 事故、盗難等の防止には各自が心掛け、事故等があったときは速やかに教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出ること。

第15条 この規程に違反した場合は、その部室の使用許可を取り消すことがある。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。

5. 16 八戸工業大学大学院施設・設備・備品等管理規程

制定 平成 7年 4月 1日 工学研究科委員会

改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

- 第 1 条** 学生は本大学院の施設・設備・備品等を使用するときは、常に良好な状態を維持するように留意し、かつ本来の用法に従って使用しなければならない。
- 第 2 条** 学生が故意または過失によって施設・設備・備品等を破損、汚損または滅失し、本大学院に損害を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。
- 2 数人(学生団体を含む)が共同して施設・設備・備品等を破損、汚損または滅失し、本大学院に損害を与えたときは、連帯してその損害を弁償しなければならない。
- なお共同行為を行った者の一部より判明しない場合は、その判明者が全損害の弁償義務を負うものとする。
- 第 3 条** 授業外において本大学院の施設・設備・備品等を使用しようとするときは、本学所定の施設・設備・備品等使用願を学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 第 4 条** 施設・設備・備品等の使用後は原形に復し、または元の設置場所に返還しなければならない。
- 第 5 条** 本規程に反する行為をした者は大学院学則第51条を適用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。

5. 17 八戸工業大学大学院学生残留・出校者心得

制定 平成 7年 4月 1日 工学研究科委員会
改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

学生残留・出校届の提出は、防火・防犯その他の事故防止、緊急時の連絡等を目的とする。

学生は、正規の授業終了時刻以降学内に残留するとき、又は休業日(土曜日、日曜日、祝日、夏季休業期間等)に出校するときは、次の事項を遵守し、別に定める場合を除いて学生残留・出校届を、総務部総務・学事チームに提出しなければならない。

- 1 授業のある日で19時以降学内に残留するときは、当日の16時50分までに学生残留・出校届を提出すること。
休業日に出校するときは、前日の16時50分までに学生残留・出校届を提出すること。提出はいずれの場合も、平日とすること。但し、学友会館に限り20時までの使用は学生残留・出校届の提出は必要ない。
- 2 残留・出校は22時30分までとするが、これ以降は担当教職員の同時残留を原則とする。
- 3 残留・出校者の人数に変更なく、残留および出校日数が10日以内で継続する場合の学生残留・出校届は、日付順に一枚にまとめて提出すること。なお、10日目以降については、改めて提出すること。
- 4 2名以上の残留・出校の場合は、代表者および全員の氏名等を明記すること。
- 5 学生の残留・出校は、担当教職員の承認を必要とする。
- 6 借用した鍵の管理、戸締り・貴重品の管理に注意すること。
- 7 受付にて使用施設の鍵の貸出しを受け、連続して残留するときは、受付にある「鍵貸出簿」に日毎更新手続きをすること。
- 8 学外者の立入りは、特に許可を得た場合を除いてこれを認めない。
- 9 飲酒は禁止する。
- 10 本学設置電話による私用の通話は禁止する。
- 11 暖房用電気・ガスストーブの使用は禁止する。
- 12 車両通学に関する規程による駐車場以外の駐車は禁止する。
- 13 各出入口については、施錠後の解錠を禁止する。施錠後は1号館受付前の出入口を利用すること。なお、22時30分以降翌日6時30分までの外出は禁止する。
- 14 下校時は警備員(受付)にその旨を連絡して帰ること。ただし、22時30分以降翌朝6時30分の間に帰る場合(教職員と同時残留の場合)は、受付前に備付けの「帰宅時間記入簿」に必要事項を記入して帰ること。
- 15 石油ストーブ等の火気に注意し、事故のないように物品の管理、整頓と光熱水の節約を心掛けること。下校時は、火気のあと始末、鍵の確認をすること。
- 16 その他の事項については、学生要覧に記載の諸規程を準用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この心得は、令和 6年 4月 1日より施行する。

5. 18 八戸工業大学車両通学に関する規程

制定 平成14年 2月14日 (学生委員会)
平成14年 2月13日 (学務委員会)
改正 令和 7年 1月16日 (学生委員会)
平成 7年 1月 7日 (学務委員会)

(目的)

第1条 この規程は、本学の学部生、大学院生および研究生(以下「学生」という。)の車両通学に関し、必要な事項を定めることにより、交通事故の防止と学内交通道德の涵養を目的とする。

(定義)

第2条 前条の車両通学とは、四輪車、自動二輪車、原動機付自転車および自転車を用いて通学することをいう。

(車両通学許可)

第3条 車両による通学を希望する学生は、「車両通学許可願」を本学に提出し許可を受けなければならない。

(許可手続)

第4条 車両通学許可を願い出る場合は、次の各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

- 一 車両通学許可願
 - 二 車検証(写し)
 - 三 その他本学が必要とする書類
- 2 車両通学許可手続に際しては、手続に係る費用を手数料として徴収する。
- 3 車両通学許可に関する事務は、教育・学生支援部教務・学生支援チームが行う。

(許可)

第5条 本学は、願書と諸書類により審査し、適当と認められた場合に車両通学を許可する。

- 2 許可車両に対しては、ステッカーを交付する。
- 3 許可車両を変更した場合は、改めて車両通学許可の手続きを行わなければならない。
- 4 ステッカーは、他の者に譲渡又は貸与してはならない。

(許可制限)

第6条 第4条第1項による書類が不備な場合、又は駐車場に空きがない場合は、車両による通学を許可しないことがある。

(講習会)

第7条 車両通学を許可された学生および許可を受けようとする学生は、本学が指定する交通安全に関する講習会を受講しなければならない。

(許可期間)

第8条 車両通学許可は、許可した年度に限り有効とする。したがって、翌年度以降も車両通学を希望する場合は、毎年度初めに改めて車両通学許可の手続きを行わなければならない。

(駐車場の使用)

第9条 車両通学を許可された学生が学内に駐車する場合は、本学が所有する駐車場を使用しなければならない。

- 2 学内の駐車場に駐車する場合は、四輪車にあつては、リアウインドー助手席側の表から、四輪車以外の車両にあつては、ステッカーを後輪カバーの確認し易い位置に貼付しなければならない。
- 3 駐車場は、本学の都合により臨時にその使用を制限する場合がある。

(遵守事項)

第10条 車両通学生は、常に法令による安全上の諸規則および学内交通道德を守り安全運転に心がけ、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 学内・学外を問わず走行中は道路標識に従って走行し、特に、大学構内においては常に徐行に徹すること。
- 二 積雪時においては、冬用タイヤ又はチェーンを装着すること。
- 三 大学構内において学生車両の立ち入りが禁止されている場所には、絶対に車両を乗り入れないこと。
- 四 車両は指定された駐車・駐輪場に止め、通路には絶対に止めないこと。
- 五 走行時、駐車時地域住民に迷惑を掛けないこと。
- 六 路上走行中および駐車・駐輪場において、みだりに警笛を鳴らしたり、空ふかしや急ブレーキおよびタイヤ摩擦音等の騒音を発する運転はしないこと。
- 七 自動二輪車、原動機付自転車、自転車による通学生は、ヘルメットを着用し、昼夜を問わず前照灯を点灯するとともに、身体の露出が少なくなるような服装をし、下駄やサンダルによる運転をしてはならない。

(責任)

第11条 交通事故に関しては、学内・学外を問わず本学は一切の責任を負わない。又車両の破損、盗難等についても同様とする。

(駐車料金)

第12条 駐車場を使用する場合、本学は駐車場の維持管理費の一部として、駐車料金を徴収することがある。

(罰則)

第13条 本規程および交通法令に違反した場合は、学部学生にあっては八戸工業大学学則、大学院学生にあっては八戸工業大学大学院学則に基づき懲戒処分するとともに、車両通学許可を取り消すことがある。

附 則

1. この規程は、平成14年 4月 1日より施行する。
2. この規程施行の日から、従前の「駐車場使用規程」、「車両通学生心得」、「八戸工業大学大学院駐車場使用規程」および「八戸工業大学大学院車両通学生心得」は廃止する。

附 則 この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

5. 19 学校法人八戸工業大学証明書発行取扱要領

令和 2年 3月27日 理事長裁定

(目的)

第 1 条 この要領は、学校法人八戸工業大学が設置する学校(以下「学校」という。)における証明書発行について必要な事項を定める。

(手続き)

第 2 条 証明書の発行を依頼された場合は、申請者に申請書を提出させ、別表1、別表2に定める発行手数料を徴収する。

2 申請者本人を証明できる身分証明書の提示、又はその写しを提出させるものとする。

3 代理人が申請又は受領する場合は、委任状を提出させ、代理人の身分証明書を提示させるものとする。

4 提出された書類については、原則返却しない。

5 証明書発行機による交付は、申請書の提出及び身分証明書の提示を省略できる。

6 前各項に定めるもののほか、証明書発行に関する事務手続き等必要な事項は、各学校が別に定めるものとする。

(発行不能証明書)

第 3 条 学校教育法施行規則第28条に基づき、保存期間を経過した表簿に係る証明書については、発行不能証明書を発行できるものとする。

(その他)

第 4 条 各学校において、第2条に定める手続きによらない証明書の発行及び交付が必要と判断した場合は、理事長の承認を得て行うものとする。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日より施行する。

別表1 八戸工業大学各種証明書発行手数料表

証明書種類	発行手数料	
	在学生	卒業生
在学証明書	200円	
卒業見込証明書		
修了見込証明書		
卒業証明書		300円
修了証明書		
成績証明書		
単位修得証明書		
各種英文証明書	1,000円	1,000円
その他の証明書	200円	300円
健康診断証明書	200円	
学生証再交付	2,000円	
学校学生生徒旅客運賃割引証	無料	
通学証明書	無料	

別表2 八戸工業大学第一高等学校、八戸工業大学第二高等学校、八戸工業大学第二高等学校附属中学校、さくら幼稚園各種証明書発行手数料表
(省略)